

第27回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月26日(金)午後1時10分から午後2時30分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(8名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、5番 佐々木 一宏、

7番 舩山 マサエ、8番 高橋 孝博

(欠席委員 2番 鈴木 秀男 8番 新野 庄右エ門)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第42号 職員の任免について

第 5 報告第43号 平成30年度事業結果報告及び平成31年度事業計画について

第 6 報告第44号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について

第 7 議第148号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 議第149号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 9 議第150号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第10 議第151号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第11 議第152号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

第12 議第153号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第13 議第154号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(使用貸借権の設定)

第14 議第155号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

第15 議第156号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 内谷 新悟、主事 淀野 拓也、主事 玉田 絵里子

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第27回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。欠席届のあった委員は、議席2番鈴木秀男委員、番号6番新野庄右エ門委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会に、農業委員会等に関する法律第29条並びに、川西町農業委員会会議規則第17条の規定により、中郡地区の竹田総一農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席8番高橋孝博委員、議席9番黒澤一利委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より内谷事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第42号、職員の任免について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

資料の1ページをご覧ください。報告第42号、職員の任免について 本委員会事務局職員について、下記の通り発令したので委員会に報告する。(発令内容を説明)

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第43号 平成30年度事業結果報告及び平成31年度事業計画の報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

2ページをご覧ください。報告第43号平成30年度事業結果報告及び平成31年度事業計画の報告について

(平成30年度事業結果報告及び平成31年度事業計画の報告について、を説明)

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、報告第44号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん委員会審議結果報告について、を上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 淀野拓也

資料の5ページをご覧ください。報告第44号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん委員会審議結果報告について、川西町農地移動適正化あつせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。4月申し出件数12件、田86,564㎡、畑936㎡。個人への調整決定件数10件、田54,097㎡、畑735㎡。保留件数3件、田24,353㎡。取り下げ件数2件田8,114㎡、畑201㎡。所有権移転合計10件、田54,097㎡、畑735㎡。

利用権の設定。4月再設定件数25件、田168,460㎡、畑4,880㎡。4月申し出件数3件、田17,062㎡、個人への調整件数3件田17,062㎡。利用権設定合計28件、田185,522㎡、畑4,880㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第7、議第148号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

21ページをご覧ください。議第148号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は2件です。

(議第148号番号1番と2番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第149号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

22ページをご覧ください。議第149号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は4件です。

(議第149号1番から4番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。始めに、番号1番と2番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号1番について、4月15日に荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与・受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

番号2番について、4月15日に江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に番号3番の件について、中郡地区竹田総一推進委員より報告願います。

中郡地区竹田総一推進委員

番号3番について、4月16日に私が現地を確認しました。今回の申請は、贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

次に番号4番の件について、議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号4番について、4月17日に後藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第150号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(貸貸借権の設定)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

24ページをご覧ください。議第150号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の貸貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は6件です。

(議第150号1番から6番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。始めに、番号1番の件について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、4月18日に竹田一弘推進委員と私が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号2番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号2番について、4月16日に荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、番号3番から5番の件について、議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号3番について、4月14日に須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番について、4月15日に須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、4月21日に後藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に、6番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号6番について、4月21日に高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小・経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第151号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

26ページをご覧ください。議第151号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第151号番号1番、2番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番と2番の件について、中郡地区竹田総一推進委員より報告願います。

中郡地区竹田総一推進委員

番号1番について、4月16日に山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は、経営移譲年金受給継続、新規就農です。借入人は新規就農者であり、意欲的に農業経営を行うということでの農地の貸し借りです。また、周辺の農地への影響はないと思われま

す。番号2番について、4月16日に私が現地を確認しました。今回の申請は、経営移譲年金受給、譲受です。借入人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われ

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

竹田総一推進委員については、ここで退席いただきます。大変ご苦労さまでした。

(竹田推進委員 退席)

議長 大沼藤一

日程第11、議第152号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

28ページをご覧ください。議第152号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事へ送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第152号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後に着工し10月31日に完了する予定です。農地区分は第1種農地と判断されます。内容は農具置場や車庫を建設するものです。

所在は、川西町大字西大塚地内です。資料3ページをご覧ください。5ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、金融機関の残高証明で確認しています。雨水については地下浸透とし、造成はありません。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成31年4月17日に船山マサエ委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請人が自らの土地に農具置場や車庫を建設するための農地転用申請です。申請地の一部は、白川土地改良区のエリアであります。土地改良区からの意見書も出されております。申請の土地は、周囲を道路に囲まれており、周辺の農地への影響はないと判断されます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第12、議第153号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

29ページをご覧ください。議第153号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第153号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は許可後に着工し8月10日に完了する予定です。農地区分は西大塚駅から概ね500mの場所にある第2種農地と判断されます。内容は建設資材置場の整備です。

所在は、川西町大字西大塚地内です。資料13ページをご覧ください。14ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、通帳残高の写しで確認しています。雨水については地下浸透で、造成は切土と盛土で同じ高さとなります。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成31年4月17日に船山マサエ委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請人が申請地を譲受、建設資材置場を整備するための農地転用申請です。申請地の一部は、白川土地改良区のエリアであります。土地改良区からの意見書も出されております。申請地の外部に壁を設置し周囲との分断をするため、周辺の農地への影響はないと判断されます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第13、議第154号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

30ページをご覧ください。議第154号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第154号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は許可後に着工する予定です。農地区分は農振区域内の第1種農地と判断されます。内容は親元からの世帯分離のための一般住宅を建設するものです。

所在は、川西町大字大舟地内です。資料9ページをご覧ください。10ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、金融機関の住宅ローン事前審査結果書で確認しています。生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水については地下浸透です。造成は20cmの盛土で法面保護を計画しています。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成31年4月17日に船山マサエ委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請人が親元からの世帯分離のため、住宅を建設するための農地転用申請です。申請地は、中ノ沢維持管理組合のエリアであります。組合からの意見書も出されております。申請地の周囲はいずれも親の所有する宅地と田であり、周辺の農地への影響はないと判断されます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第14、議第155号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 内谷新悟

31ページをご覧ください。議第155号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う事業計画変更申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第155号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。本件は、平成29年8月25日に農地法第5条で農地転用許可がなされたものを計画変更する案件です。

工事計画は許可後に着工する予定です。農地区分は都市計画区域内用途指定区域の第3種農地と判断されます。内容は葬祭場の事業規模を見直し建設するものです。

所在は、川西町大字上小松地内です。資料17ページをご覧ください。19ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、金融機関の融資証明書で確認しています。汚水、生活雑排水は公共下水道を使用し、雨水については地下浸透です。造成は30cmの盛土でL型の擁壁を設置し保護を計画しています。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、平成31年4月17日に船山マサエ委員、私と事務局で現地調査をしてきました。

申請人が葬祭場を整備するため、平成29年に許可された案件について、施設規模の見直しなどを行う、計画内容を変更する事業計画申請です。申請地は、白川土地改良区のエリアですが、前回の許可を受け既に事業区域から除外されております。

周囲農地への影響については、十分な対策を講じる計画があり周辺の農地への影響はないと判断されます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第15、議第156号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程いたします。

初めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号7923番は議席10番本職、整理番号7943番は議席5番佐々木一宏委員が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。よって、本人及び当該法人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席10番本職並びに、議席5番佐々木一宏委員については、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

初めに整理番号7923番について審議を行うので、議席10番本職は退席となり、会議規則第6条第2項により会長代理に議長交代になります。交代の間、暫時休憩とします。

(大沼藤一会長退席)

議長 黒澤一利

それでは休憩に引き続き、会議を再開します。

整理番号7923番について審議を行います。事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

議第156号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。

36ページです。(議第156号本文及び、整理番号7923番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 黒澤一利

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7923番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。大沼藤一会長の復席を求めます。

議長 黒澤一利

大沼藤一会長の復席のため、議長を交代します。交代の間、暫時休憩とします。

議長 大沼藤一

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に整理番号7943番の件について審議を行うので、議席5番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

(佐々木一宏委員退席)

事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

39ページです。(整理番号7943番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7943番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、決定いただきました整理番号7923番及び7943番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 淀野拓也

33ページです。(議第156号、整理番号7923番及び7943番を除いた、整理番号7913番から7951番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で

す。

議長 大沼藤一

ただ今の件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7923番及び7943番を除いた各案件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これもちまして、第27回川西町農業委員会総会を閉会いたします。